

錦 監 第 124 号
令和 2 年 12 月 16 日

錦 江 町 長
錦江町議会議長 殿

錦江町監査委員 牧原 剛
同 浪瀬 亮祐

令和 2 年度定例監査の結果について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により、令和 2 年度定例監査を次のとおり実施したので、別紙のとおり結果を報告する。

なお、地方自治法第 199 条第 9 項の規定による監査結果の公表は、告示及び町ホームページへの掲載により行なう。

令和2年度 定例監査結果報告書

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により、錦江町監査基準に準拠して監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告書を提出する。

1 監査の種類 定期監査（事務監査）

2 監査の実施場所

本庁3階委員会室、支所1階会議室

3 監査を執行した監査委員

監査委員 牧原 剛、浪瀬 亮祐

4 監査期日及び監査対象課局

令和2年11月4日（水）

議会事務局、監査委員事務局、住民税務課、総務課、住民生活課、観光交流課
産業建設課、農業集落排水事業

令和2年11月5日（木）

産業振興課、農業委員会、会計課、政策企画課、教育課

令和2年11月6日（金）

保健福祉課、国民健康保険事業、後期高齢者医療事業、
介護保険事業（介護保険事業勘定・介護サービス事業勘定）、
未来づくり課、建設課、簡易水道事業

5 監査の対象期間

令和2年4月から令和2年9月まで

6 監査の範囲

- (1) 令和2年度歳入歳出予算執行状況（9月末日時点）
- (2) 事務組織及び職員別事務分掌の状況
- (3) 契約事務の執行状況
- (4) 補助金の事務処理状況
- (5) 今後の予算執行予定事業の状況
- (6) 公有財産の取得・売却の執行状況
- (7) 収納状況（町税、国保税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、住宅使用料
水道使用料、汚水処理料）

7 監査の着眼点

令和2年度の財務に関する事務の執行及び運営に係わる事業の管理が法令、条例等に適合し、最大の効果を最小の経費であげ効率的に行なわれているか監査した。

監査の対象事務は、各課及び行政委員会が所管する事務事業の執行状況をはじめ、以下の点を主眼として実施した。

- (1) 事務事業の執行状況は、適正に行なわれているか
- (2) 各職員において、事務量や健康管理等が適切に行なわれているか

- (3) 契約事務について、適正な執行、処理が行なわれているか
- (4) 補助の額及び補助方法等について、交付時期等は適切に行なわれているか
- (5) 予算の執行は、事業計画のとおり、計画的に処理が行なわれているか
- (6) 公有財産の取得・売却については、適正に行なわれているか
- (7) 徴収にあたり、収納事務は確実に処理が行なわれているか
- (8) 工事の執行は、適正に行われ、事業実施が適切に行なわれているか

8 監査の実施内容

監査の範囲に係る書類として、予算執行管理表（支出・収入月計表）及び資料1から資料6までの書類を検査し、関係職員から説明を聴取した。

9 監査結果と意見

- (1) 令和2年度歳入歳出予算執行状況について

【歳 出】

歳出予算執行については、コロナ禍の状況にありながらも概ね順調に執行されているが、支出費目の誤りや未執行のものなどが見られた。適切な事務処理の下で執行していただきたい。また、会合や研修、事業等が中止になったもの、もしくは今後中止されるものについては、的確な補正対応をお願いしたい。

また新型コロナウイルス対策事業を実施する課においては、通例的な予算・事業に加えての執行であり、これまで以上に予算管理を徹底されたい。

【歳 入】

歳入予算執行については、国庫支出金等に見られるように決算期を待たなければならぬものや、県が補助金を凍結したものもあったが、概ね適正に処理されている。

なお、使用料等の滞納については、徴収等に鋭意努力されており収入確保に努めていることがうかがえるが、滞納繰越額が大きい。今後も滞納が増えることのないよう、引き続き努力していただきたい。

- (2) 事務組織及び職員別事務分掌について

「奉仕者」の精神に基づき、各課等においては住民サービスを維持するため努力されていることが伺える。

課によっては、年度途中の人事異動や再任用職員等の集中的配置により、業務体制に配慮を要する部分があるかと思われるが、管理職、チームリーダーにおいては、職員との対話を図り、事務量の不均衡やストレスによる精神的負担、健康面に十分配慮し、より良い職場環境のための雰囲気づくりと、住民ファーストで事務事業が行なえるよう適切に管理していただきたい。

- (3) 契約事務及び予算執行予定事業について

契約関係の執行状況については、繰越分も含め概ね順調に発注されている。また、今後の予算執行予定事業については、国の交付金を活用した新型コロナウイルス対策事業により例年に比べ件数が多いが、引続き計画的な発注に努められ、発注後の現場巡回や工程表に基づく工期の厳守など指導を徹底し、適切に事業を実施していただきたい。

(4) 補助金について

それぞれの事業の実施時期に応じて、申請等一連の措置がとられており、概ね適正に処理がなされていた。

新型コロナウイルス対策として突発的に取り組む事務もある中で、迅速かつ的確に執行されており、敬意を表する。

今後とも補助金制度の趣旨や目的を十分理解され、また、昨今の財政状況を踏まえ、公益上の必要性及び効果等を十分に検証し、見直すべきは見直しながら補助金の効率的な活用がなされるよう心がけていただきたい。

(5) 公有財産の取得・売却について

土地の売却、備品購入等については、概ね適正に執行されている。課によっては新型コロナウイルス対策事業により相当数の備品が増えるものと思われる。適切に管理されたい。

(6) 収納状況について

収納事務については、概ね適正に処理されている。

また、町税や使用料などの徴収担当課では、コロナ禍で徴収に出向くことが難しい状況もあろうかと思われるが、各課連携を図り、感染症対策を十分に取りつつ徴収率向上に向けて引き続き取り組んでいただきたい。

(7) その他について

一部の課において、公会計システムにおける細々目の名称に誤りが見られた。財務係と協議して修正されたい。

会合や研修等の中止により、今後も減額補正すべき予算が出てくるものと思われるが、くれぐれも間違いのないように、的確に処理していただきたい。

これまで恒常的に行っていて、今年度やむなく中止となったり、規模を縮小したり、オンラインで開催したりするなどした研修や会合、イベント等について、ウィズコロナ、アフターコロナの観点を踏まえつつ、町全体予算に係る財源の縮小も念頭に置きながら、今後のあり方について積極的に見直しに取り組まれたい。

最後に、職員自らが新型コロナウイルスに感染することがないように、十分に注意して業務にあたっていただきたい。